|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 理事長 | 常務理事 | 事務局長 | 課長 | 副課長 | 係 |
|  |  |  |  |  |  |

**国民健康保険被保険者資格喪失届（第２種組合員）**

事務局使用欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| システム | 台帳記入 | 保険証回収 | 異 動 簿 |
|  |  |  |  |

様式　第2号の1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者証記号番号 |  | 資格喪失年 月 日 | 平成・令和　　年　　月　　日 |
| 喪失理由 | 1 退職（H・R　　年　　月　　日）　　2 死亡（H・R　　年　　月　　日）3 社会保険加入（H・R　　年　　月　　日）　4 その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 喪失の形態 | 包括　・　家族のみ | 喪失証明書の発行 | 希望する　・　希望しない |
| 被保険者資格を喪失する者の氏名 | 組 合 員との続柄 | 性別 | 生年月日 |
| 1 | フリガナ |  | 男･女 | 昭和・平成・令和　　　　　　年　　月　　日 |
|  |
| 2 | フリガナ |  | 男･女 | 昭和・平成・令和年　　月　　日 |
|  |
| 3 | フリガナ |  | 男･女 | 昭和・平成・令和年　　月　　日 |
|  |
| 4 | フリガナ |  | 男･女 | 昭和・平成・令和年　　月　　日 |
|  |
| 5 | フリガナ |  | 男･女 | 昭和・平成・令和年　　月　　日 |
|  |
| 上記のとおり被保険者証を添えて届けます。　　令和　　年　　月　　日　　組合員自宅住所　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(喪失証明書送付先)　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　　）組合員氏名　 　　　　　　　　　　　　　　印診療所名称診療所住所　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（第1種組合員）　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　　）事業主氏名　　　　　　　　　　　　　　　印**埼玉県歯科医師国民健康保険組合理事長　様** |

**（注）　１　必ず資格を喪失する者の被保険者証を添付してください。**

**２　喪失年月日は、退職または、死亡⇒退職、死亡日の翌日、社保加入⇒社保加入日の翌日となります。**

**3　次に加入する被保険者証が交付されている場合は、加入先の被保険者のコピーを添付してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 委任欄 | この届出を下記の代理人に委任します。　令和　　年　　月　　日（代理人）　 住　　所氏　　名組合員氏名　 　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

* **社会保険労務士事務所からの持ち込みや郵送の場合は、委任欄にご記入のうえ代理人の身元確認（個人**

**番号カード、運転免許証、パスポート等）の提示または、郵送の場合は、コピーの添付が必要です。**

**マイナンバー（個人番号）の記入**

マイナンバー（個人番号）について、国民健康保険法施行規則第11条により届けます。

【個人番号の利用目的】

本組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第１の第30の項「国民健康保険法による保険給付の支給又は、保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 被 保 険 者 氏 名 | 個 人 番 号（12桁） |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

* **事業所経由、社会保険労務士事務所等に委任して提出される場合は、マイナンバー（個人**

**番号）を記入して隠れるように保護シールを貼ってください。**

**◎ 加入時やその他の届出書等で、個人番号の確認に必要な書類（マイナンバーカードまたは、**

**通知カードのコピー等）を本組合に提出済みの場合は、その後の添付は不要となります。**

**被保険者証を使用できるのは、資格喪失日の前日までですが、資格喪失時に返却せず**

**にその後も医療機関を受診する「無資格受診」が発生しております。**

**既に資格を喪失し、無効となった被保険者証で受診された場合は、後日かかった医療**

**費を当組合にお返しいただくことになります。**

**「無資格受診」が多く発生しますと一時的に医療費を立て替えることになる当組合の**

**財政を圧迫することになり、国保保険料の上昇にもつながりかねません。**

**無効となった被保険者証は、速やかにご返却いただきますようお願いいたします。**

（様式第2号の1の裏面）